

いわて国際水準GAP チェックシート(青果物)

※きのご類及びスプラウト類は適用除外。

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国がイ ン対 応 番 号 | | | | |
|--------------------------|---------|----------|---------------------------------------|---|--|-----------------------|-----------------------------|--------------------------|--|----|-----------------------------|---|
| I 経営 体制 全体 | 全般 | 農場経営管理 | 1 | ほ場や栽培品目、施設、外部委託先等の基本情報を文書化している。 | 下記①～⑥を文書化し、②～⑤の地図・配置図を作成している。 ① 農場(農場名、所在地、連絡先) | | | 1 | | | | |
| | | | | | ② ほ場(ほ場名等、所在地、面積、栽培品目) | | | | | | | |
| | | | | | ③ 倉庫(所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等)) | | | | | | | |
| | | | | | ④ 農産物取扱施設(名称、所在地、取扱品目) | | | | | | | |
| | | | 2 | 農場の組織体制ができています。 | ①各業務の責任者(農場、商品管理、肥料管理、農薬管理、労働安全、労務管理等)を定めて、農場内に周知している。 ②各責任者は、役割について理解し、情報収集や能力向上に努めている。 | | | 2 | | | | |
| | | | 3 | 「食べ物(安全な食料)を生産する」という基本的な姿勢を持っている。 | ①農場の理念を定めて、農場内に周知している。 ②理念を実現するための行動指針を定めて周知している。なお、次の5分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)の観点を含まれるものとする。 | | | 3 | | | | |
| | | | 4 | 自己点検を実施し、改善に向けた取組をしている。 | ①本チェックシートを踏まえて農場のルールを定め、ルールにしたがって実施・記録している。 ②年1回以上、記録を自己点検し、不適合だった項目の改善を図るとともに、ルールを見直している。 | | | 4 | | | | |
| II 生産 体制 全体 | 苗づくり・定植 | 農場経営管理 | 5-1 | 新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている。 | 権利化・秘匿・公開の3手段について理解し、該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている。 | | | 5 | | | | |
| | | | 5-2 | 種苗法などを理解して守っている。 | ①種苗法や商標法、地理的表示法などの知的財産の制度を理解し、守っている。 ②許諾の必要な品種の種苗は、許諾を得て栽培している。 | | | | | | | |
| | 全般・計画 | 農場経営管理 | 6 | 栽培と出荷の計画を立て、実績を評価し、必要に応じて次の計画に反映している。 | ①栽培と出荷の計画を立てている。 ・作業内容及び実施時期 ・品目ごとの収穫見込量 ・生産性等に関する目標 ②上記①に基づいた農作業を記録している。 ③計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。 | | | 6 | | | | |
| | | | | | 全般 | 農場経営管理 | 7 | 農場管理の記録を保管している。 | 農場管理の実証に必要な記録の内容を定めて、その記録を1～3年保管している。 | | | 7 |
| III リス ク 管 理 | 全般 | 食品 安全 | 8 | 作業工程ごとに、食品安全の観点からリスク評価を実施する。 | ①ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ②リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。 | | | 8 | | | | |
| | | | | | 労働 安全 | 9 | 作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を実施する。 | | ①ほ場、栽培、収穫、運搬、調製、選別、出荷等の作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ②リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止・低減する対策を決めて、その対策のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。 | | | 9 |
| | | | | | | | | | 環境 保全 | 10 | 作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を実施する。 | |
| | 出荷 | 農場経営管理 | 11-1 | 収穫の記録を付け保存している。 | ほ場ごとに品目、収穫日、収穫数量を記録し、栽培記録や衛生管理等の他の記録と紐づけしている。 | | | 11 | | | | |
| | | | 11-2 | 出荷の記録を付け、保存している。 | 出荷品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録し、収穫記録と紐づけできるようにしている。 | | | | | | | |
| | | | 11-3 | 出荷する農産物に適正な表示をしている。 | 食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。 | | | | | | | |
| 全般 | 農場経営管理 | 12 | 農場のルールに基づく管理を遵守することについて、外部委託先と合意している。 | 農場は外部委託先と契約を結んでいる。農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記①～⑤の内容が含まれている。 なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。 ①農場の経営者名、住所及び連絡先 ②外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名 ③外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関するルール ④上記③について農場が定めたルールに従うことの合意 ⑤契約違反の場合の措置に関する合意 | | | 12 | | | | | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国がイ ン対応 番号 |
|---|---|---|---|------------------------------------|--|-----------------------|---------------------------------------|-------------------|
| Ⅲ リスク管理 | 全般 | 農場経営管理 | 13 | サービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施している。 | ①残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。 ・国が認定した登録検査機関 ・ISO 17025認定機関 | | | 13 |
| | | | | | ②資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。 | | | |
| | | | 14 | ルール違反、苦情・異常への対応手順を定めている。 | ①農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。 ・責任者への連絡 ・状況及び影響の把握 ・応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) ・原因追及 ・是正処置 | | | 14 |
| | | | | | ②農場のルール違反及び商品に関する苦情・異常が発生した場合には、上記①の手順に従って対応し、その記録を保存している。 | | | |
| | | | 15 | 事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を実施している。 | 自然災害等のリスクに備えるため、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」及び「農業版BCP(事業継続計画書)」の作成や農業保険(収入保険、農業共済)加入等の対策を実施している。 | | | 15 |
| | | | Ⅳ 人的資源 | 全般 | 人権保護 | 16 | 雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施している。 | ①労働条件を提示し、遵守している。 |
| ②作業者を差別しない。 | | | | | | | | |
| ③外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。 | | | | | | | | |
| 17 | 技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施する。 | ①外国人雇用がある場合は在留資格を確認し、関係法令に基づき適切に受け入れている。 | | | | | | 17 |
| | | ②受入れ及び離職時にはハローワークへ必要な届け出を行っている。 | | | | | | |
| | | ③快適な住環境を提供する。 | | | | | | |
| 18 | 家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。 | ①家族で話し合い、役割分担等を決定する。 | | | | | 18 | |
| | | ②家族の合意が得られれば、報酬等を含む家族経営協定を締結する。 | | | | | | |
| 19 | 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施する。 | ①労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備する。 | | | | | 19 | |
| | | ②従業員と雇用者の両者間での話し合いを行う。 | | | | | | |
| 20 | 農場経営管理 | 作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施している。 | | | ①各担当の責任者は担当範囲の農場ルールについて作業者を教育し、実践できるようになるまで訓練する。 | | | 20 |
| | | | | | ②外国人雇用者がいる場合は、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で教育訓練を行う。 | | | |
| 21 | 人権保護 農場経営管理 | 労災保険に加入している。 | | | 労災保険に加入している(常時雇用5名以上の場合は強制加入)。 | | | 21 |
| 22 | 労働安全 人権保護 | 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等の危険を伴う作業の従事者へ必要な能力、資格等を取らせて、また従事者の制限を行っている。 | | | ①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている。 | | | 22 |
| | | | ②従業員にも必要な免許の取得や講習を受講させている。 | | | | | |
| | | | ③次の該当者は、必要に応じて作業内容の制限を行う。 ・酒気帯び、薬剤服用、病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者 ・作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者 ・年少者・作業の未熟練者 | | | | | |
| 23 | 労働安全 | 安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理を実施している。 | ①機械の操作時に必要な服装・装備の一覧を作成し、装着を徹底する。 | | | 23 | | |
| | | | ②防除や機械類の操作等、危険な作業に従事する場合は作業に相応しい装備であることを確認する。 | | | | | |
| | | | ③装備の重要性について教育を実施する。 | | | | | |
| 24 | 労働安全 | 事故対応手順を定めて緊急事態の備えをしている。 | ①事故対応手順を定めて農作業従事者等に周知している。 | | | 24 | | |
| | | | ②ほ場の近くには清潔な水があるか、清潔な水を携帯している。 | | | | | |
| | | | ③救急箱と緊急連絡先、応急措置等の対処手順書を携帯している。 | | | | | |
| | | | ④農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている。 | | | | | |
| | | | ⑤火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している。 | | | | | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国ガイド ライン対応 番号 |
|-----------|----------------------------------|--|--|---|---|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| V 経営資源 | 全般 | 農場経営管理 | 25 | 農場入場者(訪問者を含む)に対して守るべき農場のルールを文書化し、入場者に周知している。 | ①農産物の汚染や事故を防止するため、労働安全(入場者のけが防止を含む)、食品安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定めている。 | | | 25 |
| | | | | | ②入場時のルールは入口への掲示や口頭注意などで周知している。 | | | |
| | | | | | ③入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・図画等)でルールを伝えている。 | | | |
| | | 食品安全 農場経営管理 | 26 | ほ場や施設から通える場所での清潔な手洗い設備やトイレ設備の確保等による衛生管理を実施している。 | ①ほ場や施設の近くに使用できる手洗い設備やトイレがあり、汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにしている。 | | | 26 |
| | | | | | ②農産物取扱施設の近くに手洗い設備やトイレがあり、衛生的な作業ができるようになっている。 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 食品安全 | 27 | ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染の可能性に関する評価を行い、評価結果に基づく対策を実施している。 | ①周辺環境を確認し、汚染源となる施設等を把握する。 | | | 27 |
| | | | | | ②土壌汚染のリスク評価を実施する。 | | | |
| | | | | | ③リスクが高い場合、土壌汚染及び土壌中の危害要因に由来する農産物の汚染を回避する作付計画を立案する。 | | | |
| | ④土壌汚染の危害要因となるほ場の廃棄物、資材等は適切に処分する。 | | | | | | | |
| | 土づくり | 環境保全 | 28-1 | 土づくり等を通じた適正な土壌管理を実施している。 | ①ほ場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土づくりを行っている。 | | 28 | |
| | | | | | ②土壌診断や作物診断等を実施し、作物特性やデータに基づいた施肥を行っている。 | | | |
| | | 28-2 | 有機物を活用した適切な土づくりに取り組んでいる。 | 施肥基準等を考慮し、堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培などを行っている。 | | | | |
| | 環境保全 | 29 | 土壌の侵食を軽減する対策を実施している。 | 降雨や強風によって土壌が侵食されるおそれがある場合は、堆肥の施用等による土壌の保水性・透水性の改善や被覆作物の栽培、草生栽培等をしている。 | | | 29 | |
| | 栽培・調製 | 食品安全 | 30 | 使用する水のリスク評価を行い、対策を実施している。 | ①使用する水の水源やその周辺環境を把握し、安全性や汚染の可能性を確認している。 | | 30 | |
| | | | | | ②水の用途(かん水、防除、農産物洗浄、手洗い等)や使用時期等を踏まえて求められる安全性のレベルを把握し、それぞれの用途・使用時期に適した水を使用している。 | | | |
| | | | | ③収穫後の農産物へ使用する水は、水道水等の飲用に適した水を使用している。 | | | | |
| | 栽培 | 食品安全 | 31 | 養液栽培システムで使用する培養液の危害要因を検討している。 | ①水源によっては水質検査を行い、必要な場合には改善対策をたてている。 | | 31 | |
| | | | | | ②主として生食用の葉物野菜の水耕栽培システムでは、病原性微生物の汚染防止対策をたてている。 | | | |
| | | | | | ③養液タンクに、病原性微生物の汚染や異物の混入を防止する対策をたてている。 | | | |
| | | | | | ④廃液は適切に処理している。 | | | |
| 全般 | 環境保全 | 32 | ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残渣、廃棄物等の適切な管理を行っている。 | ①農場からどのような排水が出ているかを把握している。 | | 32 | | |
| | | | | ②排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水ます、沈殿槽を設置する。機械類等の洗浄場所は洗浄水が河川に流れ込まない場所に設ける。 | | | | |
| | | | | ③培養液の排水が発生する場合は養分を極力減らしてから排水する。 | | | | |
| 調製 | 食品安全 | 33 | 農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施している。 | ①農産物取扱施設・設備において侵入・発生しやすい有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)を把握する。 | | 33 | | |
| | | | | ②有害生物の進入路を塞ぎ、物理的に駆除する。薬剤での駆除は農産物等の汚染を防止する方法で実施する。 | | | | |
| | | | | ③農産物取扱施設・設備において、異物、有毒植物等の混入防止を行っている。 | | | | |
| | | | | ④農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理を行っている。 | | | | |
| 調製 | 食品安全 農場経営管理 | 34 | 農産物取扱工程において、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止対策を実施している。 | ①喫煙、飲食をする場所を定め、それ以外は禁止する等、異物やアレルギー物質を作業場に持ち込まない措置を講じる。 | | 34 | | |
| | | | | ②作業員にアレルギー物質を周知する。 | | | | |
| | | | | ③アレルギー物質となる農産物とそうでない農産物の分離・識別管理を徹底する。 | | | | |
| | | | | ④アレルギー物質を使った後の機器類を徹底して清掃、洗浄する。 | | | | |
| | 食品安全 | 35 | 農産物取扱施設において衛生管理を実施している。 | ①農産物を適切(最適な温度・湿度を維持する等)に保管、貯蔵している。 | | 35 | | |
| | | ②調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設など全ての農産物取扱施設を対象に、衛生管理を実施している。 | | | | | | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国ガイド ライン対応 番号 |
|--------------|--------|--|---|---|---|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| V 経営資源 | 全般 | 食品安全 環境保全 労働安全 | 36 | 器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施している。 | ①設備、機械・装置及び運搬車両等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行う。 | | | 36 |
| | | | | | ②点検記録を残している。 | | | |
| | | | | | ③設備、機械・装置及び運搬車両等の使用後は適切に洗浄、拭取り等をして衛生的に管理する。 | | | |
| | | 農場経営管理 | 37 | 計量機器の点検・校正を行っている。 | ①計量機器の定期点検を実施している。 | | | 37 |
| | | | | | ②電池の交換を確認している。 | | | |
| | | | | | ③がたつきのない水平な場所で使用している。 | | | |
| | | 食品安全 | 38 | 栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱、洗浄等を実施している。 | ①機械や運搬車両、容器類が農産物に直接接するのに適した材質、安全性を有しているのを確認している。 | | | 38 |
| | | | | | ②農産物の容器包装には、食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」を満たしたものを選定している。 | | | |
| | | | | | ③機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等は農産物に接触しても問題のないものを選定し使用している。 | | | |
| | | | | | ④農産物と接触する可能性のある機械に使用する潤滑油は、食品機械用のものを使用する。 | | | |
| | | | | | ⑤梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等についても材質を調べる、業界団体の見解を確認する等、問題がないか確認する。 | | | |
| | | | | | ⑥鮮度保持や洗浄を目的として使用する資材等(封入物、清拭、散布・浸漬・塗布剤)も、食品への使用が許可されているか、安全性に問題がないか確認する。 | | | |
| | | | | | ⑦包装資材・容器類の点検・修理・交換などを行い、衛生的に保管し取り扱っている。 | | | |
| | | | | | ⑧用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して保管し使用する。掃除道具は衛生的に保管し、適切な頻度で交換している。 | | | |
| | | 労働安全 | 39 | 機械、装置、器具等は適正に使用している。 | ①機械、装置は目的外使用をしない。 | | | 39 |
| | | | | | ②取扱説明書等により適切な使用方法や注意・禁止事項を確認し、適正に使用している。 | | | |
| | | | | | ③適切な使用方法や注意・禁止事項は機械、装置等を使用する可能性のある従事者全員に周知している。 | | | |
| | | 食品安全 環境保全 労働安全 | 40 | 燃料類は適切に保管している。 | ①燃料は保管・使用場所での火気厳禁や、内容物にあった保管容器の使用を徹底している。 | | | 40 |
| | | | | | ②燃料は消防法や自治体の条例による規制を遵守して管理し、流出防止・火災防止に努めている。 | | | |
| | | | | | ③農産物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう燃料漏れ対策を講じている。 | | | |
| | | | | | ④石油類に該当する危険物(はく離剤、インク、洗浄剤、有機溶剤等)も定められた保管方法を遵守し、消防設備の準備、漏れ対策を講じて適切に管理している。 | | | |
| 環境保全 | 41 | 温室効果ガスの削減に資する取組を行っている。 | ①農場内で使用しているエネルギーの種類(電気、燃料等)を把握し、使用量を記録している。 | | | 41 | | |
| | | | ②省エネルギーに留意した農業機械・装置、車両、施設の適切な使用を行っている。 | | | | | |
| | | | ③局所施肥や肥料の利用効率の高い分肥、緩効性肥料の施用など農場由来の温室効果ガスの削減に努めている。 | | | | | |
| | | | ④土壌への堆肥や緑肥等の継続的な施用、病害虫がまん延する可能性のある場合を除く作物残さのすき込みなどほ場への炭素貯留に努めている。 | | | | | |
| 食品安全 環境保全 | 42 | 農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分するとともに、作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組みなど廃棄物の削減を行っている。 | ①農場から発生する廃棄物を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している。 | | | 42 | | |
| | | | ②リサイクルできる廃棄物はリサイクルしている。 | | | | | |
| | | | ③病害虫がまん延する可能性がある場合を除き、作物残さは、土づくりや堆肥資材としての利用に努めている。 | | | | | |
| | | | ④農業生産に伴い発生する廃棄物は産業廃棄物や事業系一般廃棄物として法に従い適切な処理を行う。 | | | | | |
| | | | ⑤廃棄物は、処分するまで農産物等と接触しない場所に一時保管し、適切に処理を行う。 | | | | | |
| 環境保全 労働安全 | 43-1 | 農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施している。 | ①農場内は定期的に巡回し、清掃を行っている。 | | | 43 | | |
| | | | ②農産物取扱施設は使用前後に清掃し、清潔にしている。 | | | | | |
| | | | ③農場内に不用品は放置せず、回収・処分を行っている。 | | | | | |
| | | | ④農場内の器具、容器、設備、機械・装置等は整理整頓している。 | | | | | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国がイ ン対応 番号 | | | | | | | |
|-----------|--------|--------------|---|--|--|---|--|------------------|---|--|---|---|---------------------------------------|------|---|
| V 経営資源 | 全般 | 環境保全 労働安全 | 43-2 | 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避している。 | ①廃プラスチック、農薬や肥料の空き袋、残った農薬、農業機械の部品等の処理は、運搬や処分資格を有する産業廃棄物運搬業者・処理業者に委託する。 ②作物残さと農業資材等を適切に分別する。 | | | 44 | | | | | | | |
| | | 環境保全 | 44 | 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施している。 | ①農場の周辺環境を把握し、騒音、振動、悪臭、煙・ほこり・有害物質の飛散・流出等のトラブルが発生していないか把握する。 ②トラブルを解消するための対策を講ずる(騒音トラブルを避けるため深夜早朝の作業はしない等)。 | | | | 45 | | | | | | |
| | | | 45 | ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を行っている。 | ①農場と農場周辺にどのような動植物が生息しているか調査する。希少動植物、在来種、外来種等を認識し、それらにどのような変化があるのか把握する。 ②鳥獣被害防止特措法に基づく国の基本指針や市町村の被害防止計画に則した対策を実施する。 ③食品や収穫残さの管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣等を引き寄せない取組を実施している。 ④加害する野生獣に適した侵入防止柵を設置している。 ⑤加害する鳥獣の追払いを行っている。 ⑥在来種に関しては駆除を前提としない防止対策を行う。 | | | | | | | | | | |
| | | | 栽培 | 環境保全 | 46-1 | 施設栽培でセイヨウオオマルハナバチを受粉等に使用する場合は、適切に管理している。 | ①飼養に関して環境省の許可を得ている。 ②栽培施設から外に逸失しない措置をとっている。 ③飼養後のハチの確実な殺処分を実施している。 ④栽培施設への許可証掲出を行っている。 | | | | 46 | | | | |
| | | | | | 46-2 | その他外来生物を利用する場合は、適切な飼養管理を行っている。 | ①導入天敵などの特定外来生物ではない外来生物を使用している場合、取扱説明書の注意事項に従って使用する。 ②殺処分が必要な場合は確実に実施する。 | | | | | | | | |
| | | | | | VI 栽培管理 | 苗づくり・定植 | 食品安全 | 47 | | 信頼できる供給元から適正な手段で種苗を入手し、育苗の管理や種苗の調達に関する記録を保管している。 | | 以下のような取組を実施している。 ・購入する種苗の表示(種苗業者、品種、農薬の使用履歴、ロット番号等)を確認して記録する。 ・自家増殖する種苗は採種ほ場を記録する。 ・定植までに育苗する場合は、育苗場所や施設名、品目・品種、培土・施肥、農薬の使用履歴等を記録する。 | | | 47 |
| | | | | | | | | | | | | | 栽培・収穫 | 食品安全 | |
| | | 栽培 | 環境保全 | 49 | | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を理解し、実践している(IPMにおける「予防」の取組)。 | 以下のような取組を実施している。 ・健全な種苗を使用している。 ・植物残さを放置しない、雑草を除去するなど病害虫の発生源を除去している。 ・抵抗性品種の導入、土壌の排水性の改善等を実施している。 | | | 49 | | | | | |
| | | | | | | | | 50 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で、防除の要否、防除のタイミングを判断している(IPMにおける「判断」の取組)。 | | ①病害虫防除所や指導機関から提供される発生予察情報等を活用している。 ②ほ場やほ場周辺での病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察している。 | | | 50 | |
| | | | | | | | | | | | | 51 | 多様な防除方法を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)を行っている。 | | 以下のような取組を実施している。 ・防虫ネットや粘着シート等を利用している(物理的防除)。 ・天敵、微生物農薬の活用(生物的防除) ・同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布 ・農薬を散布する際は、飛散防止ノズルを活用している。 |
| 計画 | 食品安全 | 52 | 使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐため、農薬使用計画を策定している。 | ①使用する農薬及びその使用基準等について把握し、品目ごとに使用する農薬使用計画を作成している。 ②登録農薬及び特定農薬だけを使用し、農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない。 | | | | 52 | | | | | | | |
| | | | | | | 栽培 | 食品安全 | | 53 | 農薬使用計画に基づき、ラベルに表示されている事項を確認し、それに従い使用している。 | ①対象の作物、病害虫、雑草を確認している。 ②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を確認している。 ③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容を確認している。 ④農薬は最終有効年月(有効期限)や登録の有無を確認して、使用している。 | | | 53 | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国ガイドライン 対応 番号 |
|------------------------|----------------------|------------------------------------|---|--|--|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| VI 栽培管理 | 栽培 | 環境保全 | 54 | 散布液を調製する際は、周辺環境を汚染させない場所で必要な量だけ調製し、使用後の計量機器は適切に洗浄している。 | ①農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している。 | | | 54 |
| | | | | | ②調製時には、必要な保護具を着用している。 | | | |
| | | | | | ③薬液を正確に計量できる器具を使用している。 | | | |
| | | | | | ④調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように適切に洗浄している。 | | | |
| | | | | | ⑤必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製し使い切る。 | | | |
| | | 環境保全 | 55 | 農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避している。 | ①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している。 | | | 55 |
| | | | | | ②周辺へのドリフトの危険性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している。 | | | |
| | | | | | ③住宅地等に近接する場合は、散布時には、周辺住民への影響を回避している。 | | | |
| | | 労働安全 | 56-1 | 防除衣・防護具は適切に着用している。 | 農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している。 | | | 56 |
| | | | 56-2 | 農薬散布後は、片付け手順に従い作業するとともに、防除衣・防護具は適切に洗浄・保管している。さらに、このほかに農薬のラベルの指示がある場合は、対策を実施している。 | ①防除後の後片付けの手順を明示している。 | | | |
| | | | | | ②防除衣や保護具は防除後に他の洗濯物と分けて洗浄し、農薬や農産物と分けて保管している。 | | | |
| | | | | | ③ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入の禁止・制限等を実施している。 | | | |
| | | 食品安全 環境保全 | 57-1 | 農薬散布前に、機器の点検をしている。 | 使用前に点検を行っている。特にホースの接続部分等の不良により薬液が噴出しないか確認している。 | | | 57 |
| | | | 57-2 | 残液が出ないよう使い切る。また、残液が出た場合は適切に処理するとともに、散布機器は十分に洗浄をしている。 | ①残液が出ないよう使い切るとともに、残液が出た場合は適切に処理している。 | | | |
| | | | | ②使用後の散布器具は生産ほ場及び収穫物と離れた場所で十分に洗浄している。 | | | | |
| | | | | ③洗浄排水は適切に処理している。 | | | | |
| | 食品安全 | 58 | 使用した農薬は記録し、その記録を保存している。 | 下記①～⑦を記録し、1～3年間保存している。 | | | 58 | |
| | | | | ①使用場所(ほ場の名称等) | | | | |
| | | | | ②対象作物 | | | | |
| | | | | ③使用日 | | | | |
| | | | | ④農薬名 | | | | |
| ⑤希釈倍数 | | | | | | | | |
| ⑥使用量 | | | | | | | | |
| ⑦使用方法、散布器具、作業名 | | | | | | | | |
| ⑧購入苗の場合、添付されている生産履歴の保存 | | | | | | | | |
| 全般 | 食品安全 環境保全 労働安全 | 59-1 | 食品安全(容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮した農薬の保管、在庫管理を実施している。 | ①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管している。 | | 59 | | |
| | | | | ②農薬は冷蔵、乾燥した場所で保管している。 | | | | |
| | | | | ③毒劇物の農薬は他の農薬と分けてを保管し、適切な表示をしている。 | | | | |
| | | | | ④保管庫の鍵は、管理担当者によって管理している。 | | | | |
| | | | | ⑤農薬は、購入時の容器で保管している。 | | | | |
| | | | | ⑥農薬は農産物と接触しない場所で保管している。 | | | | |
| | | | | ⑦農薬がこぼれないよう密封するとともに、こぼれた時の対策として、専用のちりとり、砂、ほうき等を保管場所に備え付けている。 | | | | |
| | | | | ⑧保管庫には農薬やこぼれた時の対策に使用するもの以外は置いていない。 | | | | |
| | | | | ⑨立入可能な保管庫の場合は、換気口を設置するなど、通気性を確保する。 | | | | |
| | | | | 59-2 | 農薬の在庫台帳の作成と農薬の管理を実施している。 | | ①農薬の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。 | |
| | | ②台帳を基に在庫管理を実施し、余分な農薬を購入することを防いでいる。 | | | | | | |

| 区分 | 生産工程段階 | 分野 | No. | 管理点 | 管理基準 | 評価 (○、 ×、 -) | 具体的な取り組み状況 (評価理由を具体的に記入) | 国ガイドライン 対応 番号 |
|---------------|----------------------|---|--|--|---|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| VI 栽培管理 | 全般 | 食品安全 | 60 | 農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われている。 | ①農薬に関する責任者を配置している。 | | | 60 |
| | | | | | ②農薬使用計画に基づき、農薬責任者が農薬散布を指示している。 | | | |
| | | | | | ③農薬責任者が日々の散布記録を確認している。 | | | |
| | | | | | ④農薬責任者は、出荷前に農薬の使用を確認し、不適切な使用がないか、在庫記録、使用記録を照合している。 | | | |
| | | | | | ⑤必要に応じて農薬使用計画を修正している。 | | | |
| | 土づくり | 食品安全 環境保全 農場経営管理 | 61-1 | 未処理の家畜ふん尿等を、肥料として使用していない。 | 病原性微生物による汚染のおそれが高いため、施用していない。 | | | 61 |
| | | | | | 食品安全 環境保全 農場経営管理 | 61-2 | 堆肥を使用する場合、その由来を確認している。 | |
| | | ②自ら堆肥を製造する場合は、原料や未熟堆肥が飛散しないように被覆、汚水が流れないように溝を切る、臭いにより近隣住民に迷惑をかけないようにするとともに、雑草種子や有害微生物の死滅のため60℃で発酵が数日間続くようにする。 | | | | | | |
| | | 食品安全 環境保全 | 62 | 肥料等(土壌改良の目的でほ場に投入する資材、客土等を含む)を使用する場合は、原材料・製造工程の把握により安全性・成分を確認するとともに、食品安全、環境保全に配慮した施肥設計をしている。 | ①使用する肥料等の成分の含有量を把握し、施肥設計している。 | | | 62 |
| | | | | | ②「放射性セシウムの含有量が低く、当面、検査の必要性が低い肥料」として公表されていない肥料等については、購入先等から、原材料・製造工程等の情報を入手し、汚染リスクがないかを確認している。 | | | |
| | | 環境保全 | 63 | 土壌診断の結果や施肥基準等で示されている施肥量・施肥方法等に即した施肥計画・設計を立てた上で、施肥を実施している。 | ①土壌診断の結果を活用するとともに、施肥基準等を参考に施肥設計を行っている。 | | | 63 |
| | | | | | ②緩効性肥料や肥効調節型肥料の利用、局所施肥等により施肥量を削減している。 | | | |
| | | | | | ③追肥は作物の生育に合わせて行っている。 | | | |
| | | 農場経営管理 | 64 | 使用した肥料等は記録し、保存している。 | ④堆肥由来の成分を考慮し、施肥量を決めている。 | | | 64 |
| | | | | | 下記①～⑥を記録し、保存している。 | | | |
| ①使用場所(ほ場の名称等) | | | | | | | | |
| ②対象作物 | | | | | | | | |
| 65-1 | 食品安全 環境保全 労働安全 | 肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮している。 | ③使用日 | | | 65 | | |
| | | | ④肥料・資材の名称 | | | | | |
| 65-2 | 65-2 | 肥料等の在庫台帳の作成と肥料等の管理を実施している。 | ⑤使用量、使用面積 | | | 65 | | |
| | | | ⑥施肥方法、施肥機械、作業名 | | | | | |
| 全般 | 65-1 | 肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮している。 | ⑦発熱、発火、爆発の恐れがある肥料は保管方法を確認し、適切に保管している。 | | | 65 | | |
| | | | ⑧大量に肥料を保管する場合は、荷崩れ等が起こらないようにしている。 | | | | | |
| | | | ①肥料等の在庫台帳があり、入庫・出庫の記録がある。 | | | | | |
| 76 | 労働安全 | 66 | ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置を行っている。 | ②台帳を基に在庫管理を実施し、余分な肥料を購入することを防いでいる。 | | | 76 | |
| | | | | ②取扱の有資格者の中から取扱作業主任者を配置している。 | | | | |
| | | | | ①ボイラー設置時の届出、落成検査等を実施している。 | | | | |
| 77 | 農場経営管理 | 67 | ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録の作成・保存を行っている。 | ボイラー及び圧力容器の定期自主点検を実施し、点検結果の検査記録を3年間保管している。 | | | 77 | |
| | | | | ①ボイラー及び圧力容器の定期自主点検を実施し、点検結果の検査記録を3年間保管している。 | | | | |
| 78 | 食品安全 | 68 | りんごにおけるかび毒(パツリン)汚染の防止・低減対策を実施している。 | 収穫用コンテナの洗浄や、傷果発生防止のための丁寧な収穫、出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を行っている。 | | | 78 | |